

# 家畜改良増殖法改正に基づく家畜人工授精所への指導

川越家畜保健衛生所

○金澤理子・山岸聡美

## 1 はじめに

近年、海外での和牛の人気は上昇し、それに伴い牛肉の輸出量は年々増加している。一方、これまで家畜人工授精用の精液や受精卵（以下「精液等」という。）の不正流出を取り締まる法律の規定がなかった。こうした中、平成 30 年 6 月に和牛精液等を不正に輸出しようとした畜産農家らが逮捕される事件が発生した。この事件を受け、和牛遺伝資源の保護と適切な流通の確保のため、令和 2 年 10 月に家畜改良増殖法（以下「法」という。）が改正された。

法改正により、家畜人工授精所（以下「授精所」という。）は運営状況の定期報告や休廃業届の提出、家畜人工授精用の精液等の譲渡記録を付け、その記録を 10 年間保存することが義務付けられた。また、これまでも授精所以外での精液等の保存・譲渡は禁止されていたが、法改正により明確化された。

法改正後、農政局は全国の授精所に対して立入検査を実施し、改正法に基づく帳簿管理や設備器具の管理がおこなわれているか検査した。管内 4 か所の授精所でも令和 3 年度から立入検査が行われたが、そのうち特に改善指導が必要な授精所は 1 か所であった。この授精所（以下「A 授精所」という。）に対し改善指導を行った結果、改善が見られたため報告する。

## 2 立入検査

A 授精所の概要は表 1 のとおりである。関東農政局（以下「農政局」という。）と川越家畜保健衛生所（以下「家保」という。）による立入検査では、授精所の設備や家畜人工授精簿や譲渡記録が適切に保管されているかを確認した（表 2）。

農政局による立入検査に先立って家保が事前に A 授精所に立入り、当日の検査事項を説明し、書類の準備を依頼した。しかし、実際に立入すると、書類が整理されておらず、農政局が求める書類を提示するのに時間を要した。検査終了後の農政局の講評では、①譲渡した受精卵の証明書番号が未記録だったこと、②授精証明書の写しの保管は本来人工授精を行なった獣医師の義務だが、授精証明書の写しを保管していなかったことの 2 点について指摘があった。家保は書類の整理ができていない点を指摘し、A 授精所に対し改善指導をする必要が認められた。

改善指導では、開設者が高齢であり、また整理整頓が苦手である点に配慮し、これまでよりも大きな負担を伴うような指導にならないよう留意した。その上で、改正法の主

旨を満たし、継続的に業務を行える方法を検討、提案した。

表 1 A 授精所概要

開設年	令和 3 年
開設者	肉用牛繁殖農家（80 歳代）
飼養頭数	黒毛和種 19 頭（成牛 14 頭、育成牛 1 頭、子牛 4 頭）
作業委託	人工授精、採卵は獣医師 B に委託

表 2 立入検査の確認事項

設備	開設許可証、液体窒素凍結保存容器等
人工授精に関する記録	注入年月日、供卵牛名、種畜名、精液証明書番号、採卵日等
譲渡に関する記録	譲渡年月日、受精卵証明書番号、 譲渡先の授精所開設の有無・氏名

### 3 改善指導

立入検査での指導と A 授精所の開設者（以下「開設者」という。）からの相談を基に、以下のような改善指導を行った。

#### （1）開設者の改正法に対する意識改善

開設者の改正法の認識が不足していたため、この改正法は和牛遺伝資源の適正な流通の確保が趣旨であることを改めて説明し、改正法に関するパンフレットや必要な書類の書き方がわかるような様式例を提供した。また、生産した受精卵がどこへ譲渡されたかわかるように記録すること、更にはその記録をすぐに見られるように整理するように指導した。こうした説明により開設者の改正法の認識が向上し、帳簿の管理等を改善する意識が認められるようになった。

#### （2）証明書の管理

A授精所で生産した受精卵の受精卵証明書は、採卵をした獣医師Bが発行する(図1)。農政局から指摘された譲渡記録への受精卵証明書番号の未記入は、開設者が、交付された受精卵証明書に書かれている証明書番号を譲渡記録に記録せずに譲渡先に渡してしまうことが原因で発生した。そのため、記録の代わりに受精卵証明書の写しを保存するように指導し、開設者は必要な書類の写しを保存するようになった。



図1 A 授精所の受精卵証明書の流通

(3) 記録の整理

指導前は人工授精に関する記録や譲渡記録が複数のノートに書いてあり、それぞれが別の場所に保管されていた(図2)。また、記録様式が分散し更に記入漏れもあったため、記録様式をまとめ、書類の整理をすることと、こまめな記帳を指導した。指導の結果、開設者はこれまでの記録方法を見直した。複数のノートに記録するのではなく、人工授精の記録も譲渡記録も法の様式を参考にした。この結果、1枚の様式に書いてファイリングするようになった(図3)。記録様式をまとめたことにより指導前よりも記録の確認が容易になった。

また、改善指導前は、人工授精で使用した精液のストローは1つのボトルにまとめて入れられており精液証明書との一体的な管理がされていなかった。改善指導により、ストローは紙に貼り、精液証明書と同じ封筒に入れて保管するようになった(図4)。

さらに人工授精に関する記録、譲渡記録、領収書はひとつのかごにまとめ、1年ごとに保管するようになり、保管場所が整理され、記録の確認が容易になった(図5)。

譲渡・譲受等した年月日	譲渡先又は譲受先の氏名	譲渡先又は譲受先の住所	譲渡先又は譲受先の電話番号	譲渡先又は譲受先の代表者	譲渡先又は譲受先の代表者の住所	譲渡先又は譲受先の代表者の電話番号
3年4月1日	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
3年4月1日	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
3年4月1日	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
3年4月1日	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
3年4月1日	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
3年4月1日	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
3年4月1日	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
3年4月1日	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
3年4月1日	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
3年4月1日	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

図2 取引先ごとに別の様式に記入された譲渡記録

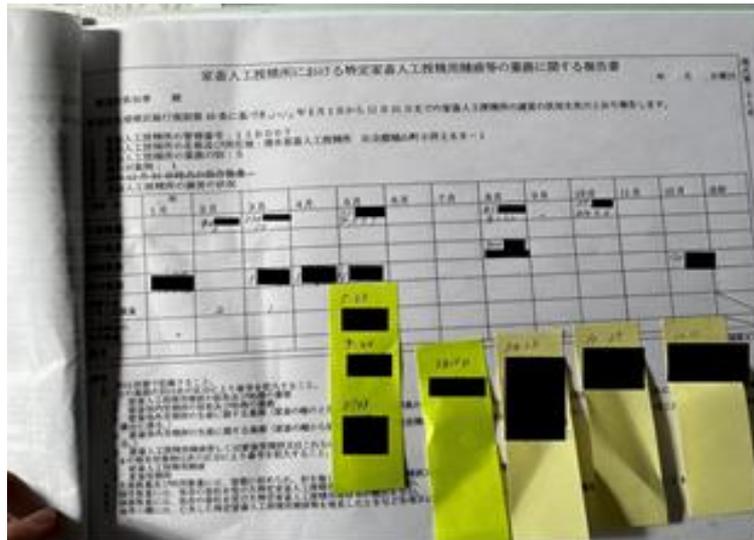


図3 一枚の様式に全て記入

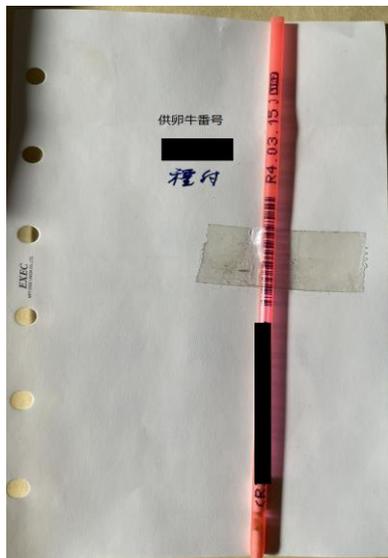


図4 使用済みストローの管理

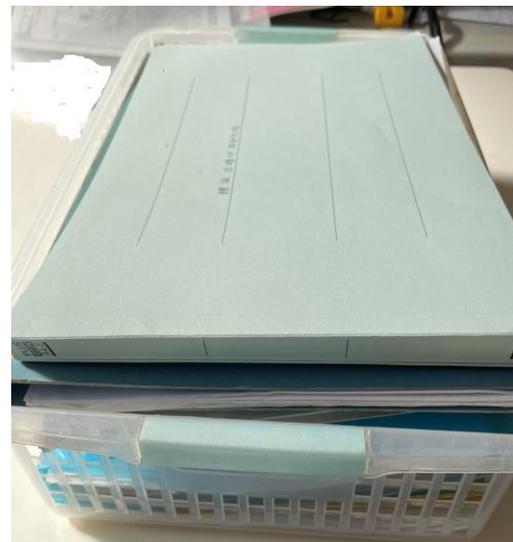


図5 関連書類を1つのカゴに保管

#### (4) チェックリストの作成

改善指導によって開設者の意識が向上し、開設者自身が主体的に書類の整理に取り組むようになった。しかし、それでもまだ書類の写しのとり忘れや記帳忘れの懸念があると、開設者から相談をうけた。そこで必要な記録事項を確認できるチェックリストの作成を提案したところ、記録漏れがないことを確認できて良い、との開設者の意見があったので、家保がリストを作成することになった。開設者の使い勝手が良いように、家保は開設者から実際にどのように受精卵の譲渡をしているか聞き取りをし、授精所として記録が必要な項目をまとめたチェックリストを作成した。チェックリストは、人工授精用精液を購入してから受精卵の譲渡までの各過程で記

録が必要な内容をリスト化し、記録する内容を譲渡記録に関する項目、人工授精の記録に関する項目、証明書の保存に関する項目に色分けすることで、項目ごとの記帳が容易になるようにした（図6）。また、リスト中には、書類の書き方がわかるような記入例を加え、屋外でも使えるようにラミネート加工を施して使いやすさを向上させた。

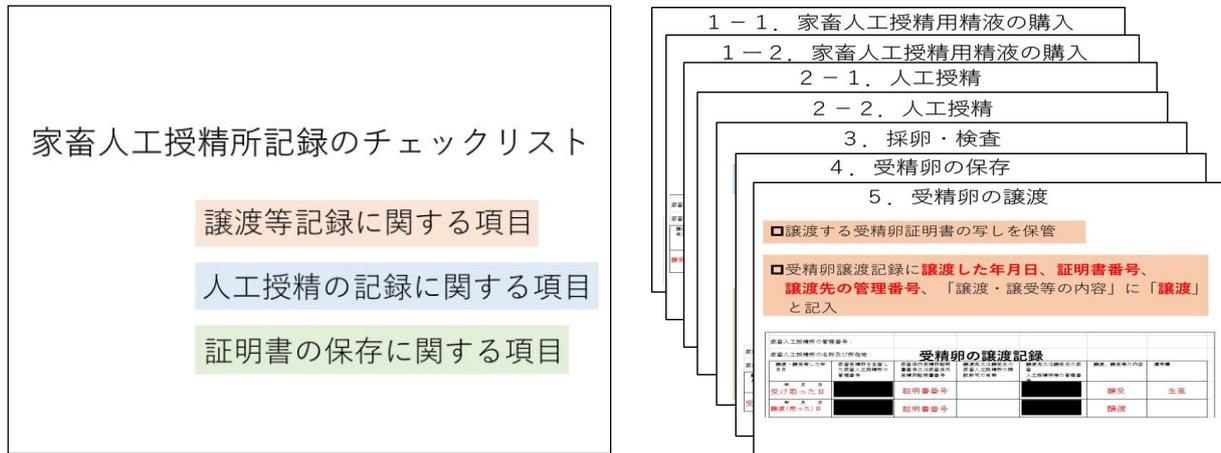


図6 作成したチェックリスト

#### まとめ

改正法の認識不足もあり、必要な記録の整理ができていなかった授精所に対し、改めて改正法の趣旨を説明し、記録の整理を指導した。さらに、記録の抜け漏れに対する開設者の懸念を払拭するためにチェックリストを作成した。高齢で尚且つ新しい方法に馴染めない開設者に適した指導を行ったことで開設者の改正法への理解が進み、開設者の意識と記録の管理方法が改善された。今後、新たに授精所が開設される場合も、改正法の遵守・和牛遺伝資源の適切な流通を進めるため、開設しようとする者に即した指導を行っていく。